



奈良県自閉症協会 NEWS

# きずな

The Kizuna

No.205

2015 Aug. 8

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人：  
関西障害者定期刊行物協会  
編集人：奈良県自閉症協会  
支部長&事務局：河村舟二  
〒639-1005  
大和郡山市矢田山町84-10  
購読料1部 100円  
会員は会費に含まれています。

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

**現**在、各種のパブリックコメント(意見公募)が出されています。

一つは「国民年金・厚生年金保険知的・精神の障害に係わる等級判定ガイドラインに関するもの(厚生労働省)で、障害年金更新時に「障害が軽くなった」などの理由で支給の停止をされたり減額されるなどの事案が全国的に多く見られ、しかも各都道府県間で判定のばらつきが非常に大きいことが問題になっています。自閉症の障害判定に関して、自閉症は生来のもので、途中で障害が良くなったりなくなるものではありません。ただ、療育の仕方や支援の質のありよう、環境の整備で、生活上の障害が軽減されるのであり、自閉症の障害の判定が途中でころころ変わるものではありません。本来区分判定は現在の支援がない場合をもとに判定されるべきだと思います。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTD>

ETA1L&id=495150111&Mode=0

**も**う一つは、「障害者差別解消法のガイドライン」に関するもの(内閣府、経産省、国交省)です。また文科省からも出されるようです。これらのパブリックコメントには私たち自閉症協会として、自閉症特有の例をできる限りたくさん出す必要があると思われます。特に自閉症児者の特性をふまえた合理的配慮の具体的事例を挙げる必要が求められていると思います。是非、多くのみなさまからこれらのパブリックコメントに応募していただきたいと思います。様式等は各省のホームページに掲載されています(河村)

国土交通省の対応要領等

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTD> ETA1L&id=155150113&Mode=0

経済産業省の対応要領

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTD> ETA1L&id=595215016

(経済産業省) 障害者差別解消法に

基づく対応指針案に関する意見募集について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTD> ETA1L&id=595115062

(内閣府) 障害者差別解消法に基づく対応指針案に関する意見募集について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTD> ETA1L&id=095151040

(内閣府) 障害者差別解消法に基づく対応要領案に関する意見募集について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTD> ETA1L&id=095151050

障害者差別解消法に基づく内閣官房の対応要領案に関する意見募集について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTD> ETA1L&id=060085114

## 障害者年金認定判定ガイドラインについての意見書

平成27年7月24日

精神/知的障害に係わる障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会様

全国精神保健福祉会連合会理事長  
本條義和

全国手をつなぐ育成会連合会会長

久保厚子

一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長 市川宏伸

一般社団法人日本自閉症協会会長  
山崎晃資

精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域間格差を是正するための等親判定のガイドラインの作成に関する意見書

平素より発達や知的に障害のある

人たちとその家族の福祉についてご尽力を賜り、厚く御礼申しあげます。

さてこの度の「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域格差に関する専門家検討会」で検討されていますガイドライン等につきまして下記のとおり意見書を提出いたします。今後の検討会の議論にあたりご検討いただきますようお願いいたします。

1. 「等級判定のガイドライン」について

a. 「総合評価」の「就労状況」「生活環境」については、「障害に対する支援や配慮を受けていない場合での予想される状況で評価する」を共通事項など該当するところに入れてください。(この原則が徹底していないことが混乱を招いていると考えます。支援や合理的配慮を受容して労働に従事したり生活している場合

と、それを受けずに労働に従事したり生活している場合は根本的に異なります。この原則は身体障害の場合と整合すると考えますし、福祉における「支援程度区分」にも取り入れられています。)

b. 「総合評価」の「仕事場での意思疎通の状況を考慮する」ことは重要ですが、このことは発達障害のある人だけではなく、知的障害のある人にも難しい言葉や比喩表現などの回避や会話の迎合性など、該当する人は多数存在します。知的障害の項目の考慮すべき点にも入れることが必要です。また「意思疎通の状況」は仕事上だけではなく、生活全般に関わることとして「現在の病状又は病態像」の項目の考慮すべき点にも入れてください。

c. 「等級の目安」(案)について、その作成のための基礎データが基礎

年金と厚生年金を合算したものになっています。基礎年金のデータだけの場合との比較を示してください。

2. 「等級判定のガイドライン」以外について

a. この間、支給停止や不支給になった人について、今回の判定基準の見直しにより該当することが見込まれる場合には、再度、申請が可能な措置をお願いします。

b. 発達障害や知的障害は生来の障害であり、原則として発達段階により知能指数等が変動することはありません。更新の時期の決定にあたっては、このことを考慮した決定を行ってください。

c. 今回の判意基準の見直しにより、判定基準が低い方に標準化されることの無いようにしてください。また

現在障害年金を受けている人が打ち切りになることの無いように検討していただき、地域での暮らしが成り立つように標準化してください。

d. 現在の障害者サービスの施策では、障害の支援区分を医療モデルから社会モデルに改正されています。障害年金においても判定の基本となっている障害の概念を、医療モデルから社会モデルに改正することで、障害者の支援の度合いと年金の等級級が整合性のとれたものとなります。したがって、障害年金においても判定の基本となっている障害の概念を、医療モデルから社会モデルに改正してください。

e. 判定医、年金機構の担当者、市町村の窓口担当者へは研修会などの実施を通して、厚生労働省からの指示等が適切に伝達され、全国的に公

平な認定基準が標準化され、居住地における不公平が生じないような仕組みを構築してください。以上

**障害者年金格差**

障害年金更新時も格差 停止・減額 最大11倍 都道府県間

国の障害基礎年金を受け取っている人のうち、更新時に「障害が軽くなった」などとして支給を打ち切られたり、減額されたりした人の割合に都道府県間で大十一倍の開きがあったことが二目までに、日本年金機構機構の二〇一三年度分データの集計で分かった。

支給停止・減額となったのは全国で七千七百八十七人。岡山では更新対象者の12.1%に上る一方、最

低の島根では1.1%だった。障害が軽くなった人が特定の地域に偏っているとは考えにくく、審査する医師の主観による判定のばらつきで、支給を続けられたはずの人まで年金を受け取れなくなった可能性がある。障害基礎年金をめぐるのは、新規に支給を申請して不支給と判定される人の割合でも、最大約六倍の地域差があることが分かっている。更新時にも大きな不公平が生じているといえそうだ。

厚生労働省は先月三十日、地域差が特に大きい精神・知的・発達障害を対象に、客観的な指標を盛り込んだ新たなガイドラインをまとめた。年内にも年金機構内で通知を出し、年明けに実施する考え。

障害年金では、身体障害などで状態が変動しない場合を除き、一～五年ごとに更新手続きが必要。多くの人が受け取る障害基礎年金は、年金

機構の都道府県事務センターが地元の医師(認定医)に審査を委託している。

認定医たちが一人で審査しており、個人の裁量が入りやすいほか、認定医が交代して判定が変わったとい・・・(東京新聞 2015/8/3)

☆参考資料：全国資料最終ページに



## 発達障害議連：「発達障害者支援法」改正検討会における主な意見

### ●定義

○発達障害の定義を、改訂が予定されているICD-11に配慮して見直す(全連協他)。

○発達障害者の定義に「社会的障壁」を加えて、「発達障害及び社会的障壁により日常生活または社会生活に制限を受ける者」とする(自閉協)

○発症者は人口の10%(本田秀夫)。不登校・いじめ・ひきこもりの実態把握(片山泰一)

### ●目的・理念

○「合理的配慮」を明記する(柘植雅義)。

○合理的配慮…①医療・②交通機関・③店・④警察官・⑤裁判・⑥ト

ラブルシューター・⑦ペアレントメ  
ンター(堀江まゆみ)

○継時的インターフェイス(つなぎ)(本田秀夫)。ライフステージで途切れない支援(えじそんくらぶ・JDD)

### ●国及び地方公共団体の責務

○「努める」を「しなければならない」に。(全連協)

○市町村における支援体制を義務づける。(自閉協・全連協)

○支援の階層 ①日常生活レベル(保健・保育・教育・就労・福祉サービス)…市町村、

②専門性の高いレベル(評価・医療等)…都道府県政令都市…支援センター。(本田秀夫)

○支援センターを核とする支援システム。人口規模に応じた配備(自閉協)、職員配備(全連協)。人口30万人に中核機能(本田秀夫)。

○発達障害者支援体制整備検討委員

会の設置義務化。行政内連携義務化。(全連協)

○障害児福祉事業所・障害福祉事業所・相談支援等における受け入れの促進(自閉協・全連協)

### ●国民の責務

○事業者・企業に発達障害者への配慮を義務づける(自閉協・JDD)。

### ●早期発見・早期支援

○保健・福祉での早期発見・早期支援・家族支援(えじそんくらぶ)。

○アセスメントツールの開発と利用(アスペルデの会)

○家族支援、ペアレントプログラム(JDD・黒田美保)

### ●保育

○子ども子育て支援制度との連携(自閉協・アスペルデの会)

### ●教育

○学校教育における個別的配慮・合理的配慮(自閉協・JDD・LD親の会等)。

○特別支援教育に、発達障害を位置づける(アスペルデの会)、自閉症を位置づける(自閉協)。

○教員への知識技能普及、教員養成課程での単位の必修化、発達障害教育担当免許状等(柘植雅義・アスペルデの会・全特連他)。

○通級教室の拡充。幼稚園・高校にも。(柘植雅義)

○通常学級における発達障害の指導内容・方法の開発と学習指導要領への明記(自閉協)

### ●教育(大学・高専)

○専修学校も対象に加える(自閉協)。

### ●就労支援

○発達障害特性を考慮した就労支援

(JDD)。

○継続就労への支援(辻井正次・アスペルデの会)。

○大学と就労をつなぐ専門機関が必要(高橋知音)。

○資格試験・採用試験での配慮が必要(高橋知音)。

### ●生活支援

○高齢期の支援体制整備(自閉協・アスペルデの会・志賀利一)

○障害者の住居として高齢者の仕組み(サービスタック住宅等)を活用(アスペルデの会)

○就労支援と、生活上の支援。支援区分が低い。障害支援区分にヴァインランドⅡを活用。(アスペルデの会)

○交通機関・公的施設での見やすい表示(エッジ)

○障害基礎年金の充実。(JDD)

○障害支援区分は、適応行動の問題

があっても判定が低く、支援が受けられない(アスペルデの会)

●権利擁護

○強度行動障害児者への対応と虐待防止(JDD)

○契約時等の意思決定支援(自閉協)。

○触法発達障害者への支援、司法における権利擁護と合理的配慮、発達障害の分かる精神鑑定者(自閉協・JDD)

●家族支援

○ペアレントトレーニング、ペアレントメンター、ペアレントプログラム(JDD・アスペルデの会)

○子どもの療育と保護者支援の両立(自閉協・本田秀夫)

○家族の悩みへの支援、保護者への情報提供(LD親の会・片山泰一)。

●発達障害者支援センター

○支援センターの拡充・機能強化(全自者協・全連協・えじそんくらぶ)

○センター機能に、①発達支援専門員の養成と派遣、②圏域内発達障害者支援システム構築(自閉協)。

○自閉症総合援助センターの法制化(全自者協)。

○発達障害情報支援センターの予算・人材が不十分(尾辻秀久発障議連会長発言)

●医療

○子どもの心の診療ネットワーク事業の強化(市川宏伸)

○精神科医療の充実・医師の養成・中核機関(JDD・本田秀夫)

○思春期以後・成人の医療充実(市川宏伸・JDD・自閉協)

●専門人材確保

○支援者の専門性の向上(JDD他)。

○看護師・保育士・心理職・児童施設職員等の研修(JDD・アスペルデの会)

○人材確保の義務化(全連協)

●調査研究

○発達障害の疫学調査(内山登紀夫)

○アセスメントツールの開発・利用。(アスペルデの会・内山登紀夫)

○女性発障者の課題把握と研究…①周囲が気づくにくい、②緊張のある対人関係、③精神症状の慢性化(神尾陽子)

●定義・対象・手帳

○発達障害者手帳制度の創設、又は療育・精神手帳に発達障害を明記(自閉協)。

○発達障害を療育手帳に統合、発達障害者支援法と知的障害者福祉法の統合(全自者協)

2015-08-08 文責 柴田洋弥

会計より・・・「平成27年度会費納入のお願い」

**皆**様、お忙しい折り誠に恐縮ですが、会費納入をまだ御済みでない方は、早急をお願い致します。まだ相当数の方が「未納」となっており、会計としてもとても困っております。

ご承知のとおり、東京本部への送金(「いとしご」の配布・理事の東京出張旅費の負担金など)を、年度初(4/1)の在籍会員数で前払いする規定となっております。すなわち、年度会費が集まる前に送金の義務を負っていて、今年度も既に送金を済ませております。

今年度は、これまでの既存行事消化や助成金事業に追われる活動から、本当に我々奈良県自閉症協会が取り組まなければならない問題を整理する一年とし、会員同士のお互いの実践や情報の交換を強化する事を重点活動としています。会費は、この活動の原資です。

どうぞ、上記のことをご賢察・ご理解いただき、会費納入にご協力のほどよろしくお願い致します。

会費および振り込み先は、下記のとおりです。

(会費)

①個人正会員 ￥6000.- ②賛助会員 個人￥3000.- 法人￥10000.-

(振込先)

①ゆうちょ銀行

口座番号：00980-0-225697 名義：奈良県自閉症協会

②南都銀行郡山支店

口座番号：普通預金 1068978 名義：奈良県自閉症協会 代表者 河村舟二





【連載第2弾】自閉症eサービス/eコラムより

NPO 法人自閉症eサービス(代表・中山清司先生)ホームページに掲載されている「eコラム」。

自閉症の当事者を取り巻く様々な問題点などについて、わかりやすく、鋭く、暖かい眼差しで提唱して下さっています。皆様、ちょっと頭を柔らかくして読んでいただけると嬉しいです。

eコラム(2)「絵カード」

ここ数年、自閉症支援の現場ではPECS(Picture Exchange Communication System)が急速に普及しています。PECSについてはまたの機会に検討するとして、ここではPECSに代表される「絵(写真も

さて、絵カードです。確かに視覚的に理解することが強い自閉症の人には、一般に、くどくどと言葉で説明されるより絵や写真のほうがわかりやすいことは圧倒的な事実です。相談場面で、そのように私に教えてくれる当事者もたくさんいらっしゃいます。

が、だから何でも絵カードを作ってみせればいい、というものでもありません。こんな例がありました。

・ バスの利用の動作を細かなステップに分けて10数枚の写真カードにして見せながら教えた。本人はその都度写真カードを見るのが忙しくて、バスに乗りこむだけでも大変そう(まさにロボットのような動き!)

・ 絵カードを見せても本人は何だかよくわからない。絵カードをくしゃくしゃにして遊んでいる。

含め)カード」による支援について考えたいと思います。

方や「絵カードを使って自閉症の子どもをロボットのように動かしている」という批判があり、その一方で「自閉症の子どもには是非絵カードを使うべきです」と主張する人もいます。絵カードはそういう意味で、支援者には刺激的な存在です。

果たして、絵カードは良いのか悪いのか?

私がいつも疑問に思うのは、絵カードが良いか悪いか、そんなに単純に決めていいのかということです。それは例えば、言葉かけが良いか悪いか、偏食指導が良いか悪いか、スキンシップが良いか悪いかなどと、現場スタッフが安易に聞きたがり適用したがる風潮と似ています。実際、こういう話をよく見聞きます。

・ 言葉かけは良い、ということで

・ 休憩場所を写真に撮って、次は休憩ですと示してみた。本人はその写真を見て休憩場所に行くが、いつも同じ絵本を読んでいた。あるとき、休憩場所にその絵本がないと彼は大パニック。写真をよく見ると、その絵本が写真の端に小さく写っていた。彼はそれを見て、「その絵本を読まないといけない」と捉えていたようだ。

絵カードもまた支援の道具に過ぎません。道具を上手に使うことが肝要です。そのためには、絵カードを使っている子どもに問いかけてみることです。「どうですか、使い勝手は?」と。

(執筆:代表 中山 清司)

→子どもが小さいころ、「たくさん言葉かけをしてあげてください」と保健婦さんから言われました(ある自閉症の子どもを持つ母親)

・ 偏食指導は悪い、ということで→「給食で、嫌いな物は全部残すように」と学校では指導されていて、どんどん食べなくなっています(養護学校に通う子どもを持つ母親)

・ スキンシップは良い、ということで→教室では子どもの要求に応えていつもおんぶをしてあげています(特殊学級で働く補助教師)

でも本当は、いろんな子どもがいて、いろんな事情があるんじゃないかと私は思うのです。1つのやり方で何でも解決できる、そんな魔法の杖はないと……。〇〇療法が良いですよと一方的に押し付けてくる支援者に出会うと、それだけで私なんかは警戒してしまいます。



**日本発達障害ネットワーク市川宏伸理事長に聞く「発達障害の支援体制医療・司法に検討課題」**

脳の機能障害のため社会生活で困難を抱えやすい発達障害児童に対する支援法について、超党派の議員連盟（尾辻秀久会長）は今春の施行10年を機に変更の必要がないか検討を始めた。同法施行時に発足した、当事者・家族会や支援者らで構成する日本発達障害ネットワーク（JDDnet）の市川宏伸理事長に課題を聞いた。

――支援法の成果は。

「理念法の性格が強く、様々な分野の法律に発達障害を位置づけ、支援対象対象に含まれるようになった意味は大きい。たとえば障害者基本法では『精神障害（発達障害を含む）』という表記だ。一方、新たな課題も見えてきた。医療や司法との

の工夫が広がらない。研究班として適切な体制や技術に関する共通認識を整理し政策提言にまとめたい。自傷など行動障害の強い児童らが福祉施設でなく、医療機関に長期入院している例もある。適切な医療なのか、考える必要がある」

――司法面の課題は。

「事件などを起こした発達障害者らの取り調べと、刑務所や少年院などでの処遇だ。捜査官が本人の障害特性に気づかないまま取り調べが進まないよう、専門家の協力を得るためにも最初からの録音・録画が必要だ」「また、矯正施設では知的障害あるいは発達障害自体が治るわけではないことを理解し、退院・退所後の社会適応が進むよう福祉との連携などを進めてほしい」

――事件に追い込まない社会の理解と支援が必要となります。

「誰にも住みやすいユニバーサルデ

関係だ」

――医療問題では市川理事長が主任の厚生労働省研究班も設けられました。

「医療と福祉の連携に課題がある。発達障害はいわゆる自閉症のほか注意欠如・多動症（ADHD）、限局性学習症（LD）など種類が多い。併存する人や知的障害のある人も珍しくない。周囲が気づきにくく、一人ひとりに個別対応が求められる難しさがある」

「それが、誰でも適切に受けられるはずの医療で、発達障害者向けの配慮が後回しにされてきた理由の一つだ。高齢化は発達障害者にとっても例外でない。『親なき後』を心配する家族の切実な声が、議連が進める関係者ヒアリングの場でも強く上がっている」

――具体的な問題は。

「一般内科などでは障害児歯科のよ

ザイン化が発達障害でも必要だ。例えば自閉症などの場合に比較的多い視覚の特性に配慮し、表示を増やす工夫だ。国民の9割が『発達障害』という言葉を知っているとの調査もあり、10年間の成果だが、正確な理解はまだまだ。啓発の努力も欠かせない」

「発達障害者・児童は人口の1割以上いるとみられ、重い特性から軽い特性まで連続体（スペクトラム）として存在すると考えられている。特性が社会的に高く評価され、類いまれな業績を残す人もいる。そうした側面も忘れてほしい」

（聞き手は編集委員 田原和政）※（論点争点メディアと人権・法）

日経新聞 2015年（平成27年）7月27日（月曜日）★13版社会より

うな障害医療という概念がなかったし、大学でも教えられていなかった。一部に取り組みがあっても、多くの医師は知らずに育っている。そのため福祉側には医療に不信感を抱く面があった。根底に互いの理解不足がある。家族も『健康診断に連れて行っても診てもらえない』とあきらめてしまう」

――当事者は症状をうまく伝えられませんか。

「医療行為は本人の訴えで始まる。発達障害者・児童と医療の中継ぎ役スタッフの役割が重要だ。医療機関側にも治療方針が必要。歯科ではこだわりの強い子への対応などを研修している。すべての医療機関で診療できるとまではいなくても、保護者が対応可能な医療機関を知ることができるようにしたい」

「手間がかかるのに保険点数は同じだから、現場の医療スタッフたち



テレビ放送のご案内です!

## 「障害者と戦争」を考えるシリーズ NHK Eテレで放送

～JD 藤井代表、連日出演!～

藤井克徳 JD代表がドイツでの取材などを重ねたT4 (ティーフォー) 作戦 (障害者の大量虐殺)、1人の盲人 (パパ・ヴァイト) の勇敢な行動について紹介します。

☆「なぜ私たちの仲間は大量虐殺されたのか—ナチス時代のドイツと今」 (仮)

8月25日 (火) 午後8時より (再放送9月1日 (火) 午後1時5分より)

☆「私たちは何を学べるのか?—ある盲人作業所ナチスとの戦い」 (仮)

8月26日 (水) 午後8時より (再放送9月2日 (水) 午後1時5分より)

藤井代表の調査取材の様子が、NHKのEテレで8月25日 (火)、26日 (水) の2夜にわたり放送されます。ドイツのナチス政権下で行われた障害者抹殺計画は、ドイツ国内でもユダヤ人のホロコーストと同様には語られてはきませんでした。

5年前、ドイツ精神医学精神療法神経学会が長年の沈黙を破り、自分たち医師が患者殺害に関わったことを謝罪したのを機に、真実に向き合う動きが始まりました。

なぜ、これだけ多くの障害者が殺害されたのか、誰も止めなかったのか—、そしてなぜ、これまで被害者2の遺族も沈黙してきたのか・・・。

1日目 (8月25日) の放送では、当時のドイツと今のあり方、日本を見つめ、歴史を繰り返さないために何が必要かを考えます。2日目 (8月26日) は、自身も視覚障害者であったオットー・ヴァイトに焦点を当てます。ヴァイトは、運営していた作業所で、当時迫害されていたユダヤ人や障害のある人たちを積極的に雇い、命がけでナチスから守りました。いまに生きる私たちは、彼から何を学ぶことができ、何を学ぶべきなのか。障害当事者リーダーたちとの時空を超えた対話で、ヴァイトを見つめ直します。(NHKハートネットのウェブより)

★番組をご覧になっての感想をお送りください。今後の障害関連番組につながっていきます。

感想ご意見の送信先 <https://www.nhk.or.jp/heart-net/form/mail.html>

FAX 03-3465-8010

電話 03-3465-1111 (NHK代表)

### JDサマースクール2015「戦後70年と障害者」でも話題提供されます!

わたしたちには聴こえます! 戦争の足音が... 障害者のしあわせと平和を守ることを一つにして

2015年8月28日 (金) 午後1時~5時

◆【基調講演】沖縄戦の心の傷が今に問うもの 蟻塚亮二

◆ 平和を語りつなぐパネルディスカッション

コーディネーター: 藤井克徳 アドバイザー: 蟻塚亮二

パネリスト: 戦争体験障害者

水野ミサ(聴覚障害) 藤野高明(視覚および肢体障害) 松本昌介(軽度肢体障害)

★資料代 500円 要約筆記、手話通訳あり

★ホームページ <http://www.jdnet.gr.jp/event/2015/150828.html>

★お申込み先: 日本障害者協議会(JD)事務局 〒162-0052 東京都新宿区戸山 1-22-1

電話 03-5287-2346 FAX 03-5287-2347

## 献血が拒否された問題について

今年3月東京都の会員さんから一般社団法人日本自閉症協会に連絡があった、自閉症の息子さんが献血の拒否をされた件について報告がありました。この件は倫理・啓発委員会長の市川副会長と東京都自閉症協会の今井理事が担当されました。以下要望書と厚労省・赤十字からの回答です。

平成27年4月 日  
厚生労働大臣 様  
一般社団法人 日本自閉症協会  
会長 山崎晃資  
一般社団法人日本発達障害ネットワーク 理事長 市川宏伸

### 要望書

日ごろは自閉症を含む発達障害児者のためにご支援賜り、感謝申し上げます。

さて、本年3月に自閉症で知的障害療育手帳(愛の手帳)所持の少年が母親同行のもと、献血に訪れた際、「自閉症あるいは支援を受けている」ことを理由に献血を拒否されたと、少年のお母様から連絡がありました。献血をしたいという少年の純粋な気持ちを傷つける判断であり、折りしも、4月2日は国連が定めた自閉症啓発デーであり、国を挙げて正しい啓発に努めているさなか、私たちは本件を看過できない出来事と考えています。

そこで、以下のことについて文書にてご回答をいただきたく、お願い申し上げます。  
ご回答いただきたいこと

1「自閉症児者は献血が出来ない」という根拠は何か

2 療育手帳を持っているなど障害があつて支援を受けている児者は献血が出来ないとする根拠は何か

平成27年7月9日  
一般社団法人 日本自閉症協会  
会長 山崎 晃資 様

厚生労働省医薬食品局血液対策課  
質問書への回答について

日頃より、厚生労働行政に対しご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

平成27年5月15日付で厚生労働大臣宛ご質問を頂戴いたしました件につきまして、献血の申し出をされた方並びにご家族の方に対し、献血を所管する担当課として、次のとおり回答させていただきます。

献血については、被採血者の保護の観点から、問診等の健康診断を行うことが義務づけられており、その結果、被採血者に何らかの健康被害が発生する恐れがある場合は採血をしてはならないと規定されています。

しかしながら、ご質問をいただいた内容につきまして、自閉症児であることや、療育手帳が交付されていることをもって、献血が出来ないと規定はございません。

今般の事案につきましては、健康診断を担当した医師が、問診時に献血者とコミュニケーションが十分取れなかったとのことから、献血者に健康被害発生のおそれがあると判断したため献血をお断りしたと述べているものと報告を受けておりますが、ご本人とご家族の方に対する医師の発言は、極めて不適切であったと言わざるを得ず、率直にお詫び申し上げ

ます。

厚生労働省といたしましては、献血にご協力いただく方々の善意に応えるためにも、採血事業者に対して、献血者へ不快の念を与えないよう丁寧な対応を心がけることを指導しております。

今後はこのようなことがないように、職員一人一人が誠意を持って業務に取り組んでいただくための教育訓練を強化・徹底するよう日本赤十字社を指導してまいります。

【参考】  
「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(昭和31年法律第160号)抜粋  
(採血者の義務)

第二十四条 血液製剤の原料たる血液又は輸血のための血液を得る目的で、人体から採血しようとする者は、あらかじめ献血者等につき、厚生労働省令で定める方法による健

康診断を行わなければならない。

2 前項の採血者は厚生労働省令で定めるところにより貧血者、年少者、妊娠中の者その他採血が健康上有害であるとされる者から採血してはならない。

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則」  
(昭和31年厚生省令第22号)抜粋  
(健康診断の方法等)

第十四条 法第二十四条第一項の規定により、献血者等につき行うべき健康診断の方法は、問診、視診、触診、聴診、打診、体温測定、体重測定、血圧測定、血液比重検査又は血色素検査及び血小板数検査とする。

2 法第二十四条第二項の規定により、採血が健康上有害である者は、別表第二の採血の種類欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の基準欄に掲げる各号の一に該当する者と

する。

別表第二 (第十四条関係)

～ 略 ～

―― 有熟者その他健康状態が不良であると認められる者

【担当者】厚生労働省医薬食品局血液対策課

課長補佐 清水

献血推進係長 畔上

TEL : 03 - 5253 - 1111 (内線 2909、2908)

平成27年7月9日

一般社団法人日本自閉症協会会長

山崎晃資 様

日本赤十字社血液事業本部

総括副本部

質問書へのご回答について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日本赤十字社の血液事業につきま

しては、日頃より多大なるご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般拝受いたしました標記の件につきまして、別紙のとおり回答させていただきますので、よろしくご査収くださいますようお願いいたします。

検診医の対応が配慮に欠け、献血者並びに献血者のお母様に対し、ご不快の念をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

謹白

別紙 質問書へのご回答

厚生労働省令及び日本赤十字社が定める「採血基準書」及び「検診SOP 問診判断基準」においては、自閉症の症状のある方を一律献血不可とは定めておりません。

また、日本赤十字社が定める「検診医参考資料(既往歴と採血可否2014)」においては、献血者保護の観点から「症状が落ち着いていれば

採血可」としており、具体的には以下の条件に適合していることを必須としております。

- (1) 問診(質問)内容を理解し、正確に回答できること。
- (2) 他人を介さずに検診医と意思の疎通が図れることが望ましいこと。
- (3) 採血の流れや副作用について理解し、自らの意志で献血に同意すること。
- (4) 採血中に安静を保つことができ、指示に従うことができること。
- (5) 献血不可の服薬等をしていないこと。

自閉症の症状は個々人により異なるため、検診医が献血者の状態を慎重に確認した上で、採血適否を最終的に判断することとしており、療育手帳が交付されていることだけをもって判断することとはしておりません。

当日は、献血者がお母様と一緒に問診室に入室され、検診医の質問に対し献血者ご自身からの直接の回答が少なかったことから、検診医は意思の疎通を図ることが困難と判断し、献血を控えていただくことになりました。

本来であれば、献血をお願いできない理由を上述の採血適否の判断根拠に基づき、検診医が献血者とそのご家族が納得いただくまで丁寧に説明をするべきであったにも関わらず、「手帳を持たれているような状態であると献血はお願いできない。」という発言は不適切であり、配慮に欠けるものであったと考えております。

今回の事例を踏まえ、検診医及び各施設に対し、献血者への接遇に関する文書を発出し、各血液センターでの研修会等において情報共有を図ることにより再発防止に努めて参り

ます。また、日本赤十字社血液事業本部に設置している「検診業務検討会」において、検診医への研修及び指導方法等について検討を行い、資質の向上に努めて参ります。



## 社会福祉系学会会長共同声明 「戦後 70 年目の 8 月 15 日によせて」

日本社会福祉学会会長	岩田正美
日本医療社会福祉学会会長	岡本民夫
社会事業史学会会長	大友昌子
日本ソーシャルワーク学会会長	川廷宗之
日本看護福祉学会会長	岡崎美智子
日本仏教社会福祉学会代表理事	長谷川匡俊
日本福祉教育・ボランティア学習学会会長	松岡広路
貧困研究会代表	布川日佐史

1 戦後 70 年の節目にあたる本年、自衛隊法、PKO 協力法、周辺事態法、船舶検査活動法、特定公共施設利用法、国家安全保障会議設置法、武力攻撃事態法、米軍行動関連措置法、海上輸送規制法、捕虜取扱い法の 10 の法律改正をその内容とする「平和安全法制整備法案」および新たな「国際平和支援法案」の審議が進められている。これらはすでに昨年 of 集団的自衛権についての閣議決定に沿ったものであるが、従来の自国防衛から、「存立危機事態」へも対応でき、外国軍の後方支援も可能な「積極的防衛」への経路が、国民の安全や他国からの脅威を理由に広げられつつあるといえる。湾岸戦争時に「カネは出すが血は流さない」と国際社会から非難されたともいわれたが、今回の法案は「血を流す貢献」を可能にする環境を整えるものと考えられよう。だがこうした「積極的貢献」が、ある国をめぐる脅威の抑止力になりえるかどうかは、世界の各地で、今日も続けられてきている戦争の実態から、冷静な判断が必要である。

これらの法案が現行憲法に反し、法治主義をゆがめることについては、憲法学者を中心とした批判がある。ここでは社会福祉学の立場から次のような危惧を表明したい。

①どのような正義の名の下においても、いったん始められた軍事活動は、それが「後方」支援であろうと、同盟国への支援であろうと、そこに巻き込まれた国々の人びとの命と日常生活を一瞬にして奪い、孤児や傷病・障害者を増やすだけでなく、それらの深い傷跡が、人びとの生活に長い影響を与え、しばしば世代を超えて受け継がれていく実態がある。

②子ども、障害者・病者など「血を流す貢献」ができない人びとが、こうした事態の中で最も弱い立場に追いやられる。また民族や性別、階層の分断や排除が強められ、テロ等の温床にもなる悪循環が作られていく。

③これらから生ずる「犠牲者」への援護施策とそのための財政その他の社会的コストは一時的なものではなく長期に要請されることに特に留意したい。戦後 70 年経ってなお、戦争犠牲者への援

護行政が続けられ、またそれを巡ってアジアの諸国との対立が続いていることがその一端を示している。④財政再建を理由に社会保障・社会福祉費の削減が続いている今日、もし「積極的貢献」の負担増がこれに優先するようになれば、少子高齢化が深まる日本の社会福祉の未来は、更に暗いものとなろう。

2 他方で、日本社会福祉学会『社会福祉学研究の50年-日本社会福祉学会のあゆみ』（2004）所収の論文「戦後社会福祉の総括」において、著者阿部志郎氏は、戦後社会福祉が「戦時の「万民翼賛体制」のもとでの厚生事業との断絶があり、国家主義の否定の上に、戦後の民主的な社会福祉が到来したと認識しがちである」とし、自らも含めて日本の社会福祉が戦争責任を自覚してこなかったし、「アジアの国々はもちろん、沖縄さえ視野におさめていなかった」ことを深く恥じていると率直に告白されている（p7~8）。その点が、ボランティア運動でさえ「罪責感」を基礎に再出発した戦後ドイツの社会福祉との「決定的相違」だとも強調されている（p8）。私たちは、この阿部氏の告白をあらためて真摯に受け止める必要がある。社会福祉は、一方で一人ひとりの生活に寄り添いながら、同時に「多数の正義」の名の下での支配体制に容易に組み込まれる危険を孕んでいる。このことに社会福祉研究者は常に自覚的でありたい。

3 日本社会福祉関連の各学会は、90年代より国際交流を活発化させ、特に東アジア3カ国ネットワークの実現に向けて努力してきた。また留学生への支援も強化しようとしている。こうした交流の中で、社会福祉の今日的課題の共通性ととも、文化・歴史的背景の違いについての理解も深められている。「戸締まり」に気を配るだけでなく、国を超えた共同研究や実践交流の積み重ねの中で、相互理解を深めていくプロセスをむしろ大事にしたい。残念ながら、最近の政治的「緊張」が、こうした地道な相互理解の努力に水をさすことがある。しかし、回り道のようにも、緊張を回避していく別の回路を模索することが、学会や研究者の役割であり、国際的な社会福祉研究の水準を高める上でも意味があると考えられる。

戦後70年目の8月15日を迎えるにあたって、社会福祉研究者・実践者として私たちは、「血」ではなく「智」による、「抑止力」ではなく「協力」による未来社会を展望する努力を続けることを誓い合いたい。



**スペシャルオリンピックス  
近畿ブロック水泳大会に参加してきました!**

スペシャルオリンピックス皆さん  
ご存じでしょうか?

奈良県自閉症協会の会員さんも数名参加されています。先日区分認定の聞き取りに来られた方はご存じなくともまだまだ認知度が低いのだなあ  
と残念に思いました。

スペシャルオリンピックスとは知的障害のある人たちに年間を通してオリンピック競技種目に準じた様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場である競技会を提供し参加したアスリートたちの健康や体力増進、スキルの向上を促進するだけでなく、勇気をふるい、家族や他のアスリートそして地域の人々と才能や技能そして友情を分かち合う機会を継続的に提供することである。(ス

ペシャルオリンピックスの使命から)

8月2日日曜日に大阪の桃山学院大学にて近畿ブロック水泳大会がありました。参加は

大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、三重から集まり暑い中開催されました。

学生ボランティアさん、水泳連盟の方などのご協力で競技が進められていきました。

泳げないと出れないのでは?と思われ方もおられると思いますがSO(スペシャルオリンピックスの敬称)ではディビジョニング(クラス分け)で同じ位の力のアスリートで競技が行われます。

水中歩行、ビート板アシスト付き、

ビート板2.5メートルなど泳げなくても参加できます。

(SOのトレーニングは年間32回と決められています。最低8回のトレーニングに参加していないと競技会の参加は認められていません。)

さて自分のレースまでに待ち時間が長いことが自閉症の方にはとてもしんどい部分ですが

協会会員の方たちはさすがにそれぞれのスケジュールを用意されていて、普段とは違う状況でも落ち着いて対応されていました。当日にならないとプログラムもわからないのでその場でスケジュールを工夫して伝えたり安心グッズを用意されてきたりして暑い体育館の中でアスリートさんたちもよく頑張っていました。SOでは順位はもちろんつきますが

着順関係なしに全員表彰されます。順位認知の難しい重度のアスリートさんたちもみんな誇らしげに表彰台にのりみんなバンザイをします。ファミリーもみんな笑顔になる素敵な瞬間です。

ここまで読んでうちの子にも!と思われる方へSOは普通のお稽古ごと習い事とは少し違い、ファミリー(家族)の活動、協力が重要です。各練習場ではコーチが足りません。ファミリーの協力が不可欠です。

一緒に入水してほしいといわれるケースもあると思います。練習への送り迎えファミリーとして行事への参加、など諸々負担があると思っておいて下さい。

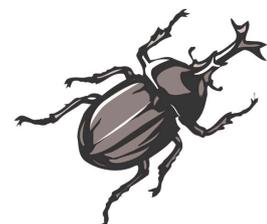
各会場空きがなければ待ついただくこともあります。またSOへの入会は年に2回ある説明会を聞いていただいてからの事です。興味のある方はオープンスペースAYUMI

(0742-53-0511)まで。

ただしAYUMIは通常は通所事業所なので業務中の対応が難しいときがありますのでご了承ください。

SO奈良は水泳(ならやま、九条、三郷)のほかバスケット(田原本、なら)フロアホッケー、ボーリング、スノーシューイング、陸上の練習をしています。

田中 康子



## JD サマースクール

2015「戦後70年と障害者」わたしたちには聴こえます！戦争の足音が…障害者のしあわせと平和を守ることを一つにして-

日時：2015年8月28日(金)午後1時～5時0

場所：\*憲政記念館 講堂 \*地図は裏面をご覧ください。(東京都千代田区永田町1丁目1の1)

資料代：500円 \*要約筆記、手話通訳あり

定員：400名 \*事前申込をお願いいたします。

主催：NPO法人日本障害者協議会(JD)

後援：障害者・患者9条の会、一般財団法人全日本ろうあ連盟、日本障害フォーラム(JDF)

企画目的

戦後70年。日本は、世界に誇れる

害・大阪)

松本 昌介さん(元肢体不自由児学校教員・全国肢体障害者団体連絡協議会役員・東京)

基調講演『沖縄戦の心の傷が今に問うもの』

蟻塚 亮二(ありづかりょうじ)さん

精神科医

メンタルクリニックなごみ所長

1947年、福井県の開拓村に生まれ、後に青森に転居。弘前大学医学部卒。精神科医。2004年に沖縄に移住し沖縄戦後60年以上過ぎてから発症した戦争由来のPTSD等を多数発見して診療。2013年から福島県相馬市で震災と原発事故被災者の診療をしている。

主な著訳書：「うつ病を体験した精神科医の処方せん」(大月書店)「21

日本国憲法をよりどころに、暮らしと平和を築き、継承してきました。戦争は、たくさんの尊い命を奪い、障害者をつくり出す最たるものです。ヒロシマ、ナガサキ、オキナワ…、苦難と悲劇しか生み出さない人類の愚行である戦争は二度と起こしてはならないとの誓いを胸に深く刻んできました。

しかし、その日本で今、戦前の「あの」時代を思わせるような動きが強まっています。戦争の足音が聴こえるのは私たちだけでしょうか？

障害のある人は戦時下、非国民、ごくつぶしとまで言われ人間扱いされませんでした。だからこそ、障害のある人の、反戦と平和を希求する思いは人一倍強いものがあります。

障害者権利条約の締約国に加わった日本は、権利条約が、世界平和を宣言した「世界人権宣言」を礎に制定されたものであり、戦争とは相容れ

世紀の精神医療への挑戦」(デビッド・クラーク著・蟻塚訳、創造出版)「統合失調症回復への13の提案」(リチャード・ワーナー著・蟻塚訳、岩崎学術出版社)「沖縄戦と心の傷」(大月書店)ほか。

好きな合言葉；手抜き低空飛行、たまにど真ん中直球。生きる意思、ぬちどう宝。

平和を語りつなぐパネルディスカッション

コーディネーター：藤井 克徳(JD代表)、アドバイザー：蟻塚 亮二

パネリスト：3人の戦争体験障害者

水野(みずの) ミサさん(聴覚障害・東京)

大正15(1926)年 新潟県生まれ

昭和14(1929)年 長岡聾学校小学部入学

ないものであることを知っているはずで。障害者の権利保障、しあわせは平和の中でこそ実現するものです。

『戦後70年』の今、あらためて戦争の悲惨さに向き合い、その歴史に学び、決して忘れることなく、平和をまもり続けていくことの大切さを、一緒に考えてみませんか。

スライド上映

基調講演『沖縄戦の心の傷が今に問うもの』

お話 蟻塚 亮二さん

平和を語りつなぐパネルディスカッション

コーディネーター：藤井 克徳(JD代表)

アドバイザー：蟻塚 亮二

パネリスト：戦争体験障害者

水野 ミサさん(聴覚障害・東京)

藤野 高明さん(視覚および肢体障

軍需工場の仕事に協力

昭和20(1945)年 長岡聾学校卒業  
7月31日空襲を経験する

昭和27(1952)年に上京・就職、のちに結婚

昭和50年代～現在

東京都聴覚障害者連盟婦人部活動、大田区聴覚障害者協会活動

東京手話通訳等派遣センター手話講習会等の講師を務め多くの手話通訳を育てる。リアルな空襲体験手話語りには定評がある。

藤野(ふじの) 高明(たかあき)さん(視覚および肢体障害・大阪)

1938年12月福岡市生まれ。

小学2年の7月、不発弾爆発により両眼両手首を失う。

1959年大阪市立盲学校中等部2年に編入。

1971年3月日本大学通信教育部卒業。

1972年4月大阪市立盲学校高等部  
時間講師。翌年6月同校期限付き講  
師を経て9月同校教諭。

1993年9月第11回鳥居賞(視覚障  
害者の教育・福祉・文化の向上への  
功績による)受賞。

1997年~2001年、全日本視覚障  
害者協議会会長。

2002年3月大阪市立盲学校退職。

2002年12月第37回NHK障害福祉  
賞受賞

2011年11月第15回糸賀一雄記念  
賞受賞

〔著書〕

『あの夏の朝から』1978年1月

『楽しく生きる』2015年3月(クリ  
エイツかもがわ発行)

松本(まつもと)昌介(しょうす  
け)さん(元肢体不自由児学校  
教員・全国肢体障害者団体連絡協議  
会役員・東京)

1936年8月6日東京に生まれる。

1959年東京教育大学教育学部特殊  
教育学科卒業。

東京都立光明養護学校、東京都立八  
王子東養護学校教諭。

1990年(福)日本肢体不自由児協  
会より高木奨励賞(高木憲次博士の  
遺徳を記念し、

肢体不自由児・者の療育に功績の  
あった人に授与)を受賞。

1997年定年退職。

〔著書〕

光明学校の障害児の学童疎開の記録  
『信濃路はるか』(1993)をまと  
める際に中心となった。

『父母と教師が燃えたとき 肢体不  
自由児学校介助員の記録』(1998年)

『実践記録集 肢体不自由教育覚え  
書き』(2014年)

ほか、共著多数

国連障害者権利条約前文(a)より  
「人類社会の全ての構成員の固有の  
尊厳及び価値並びに平等のかつ奪い  
得ない権利が世界における自由、正  
義及び平和の基礎を成す」

日本国憲法第9条

1. 日本国民は、正義と秩序を基調  
とする国際平和を誠実に希求し、国  
権の発動たる戦争と、武力による威  
嚇又は武力の行使は、国際紛争を解  
決する手段としては、永久にこれを  
放棄する。

2. 前項の目的を達するため、陸海  
空軍その他の戦力は、これを保持し  
ない。国の交戦権は、これを認めな  
い。

日本国憲法第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低  
限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、  
社会福祉、社会保障及び公衆衛生の  
向上及び増進に努めなければならない

い。

JDサマースクール2015 申込用  
紙

わたしたちには聴こえます！戦争の  
足音が…  
- 障害者のしあわせと平和を守るこ  
とを一つにして -

日時：2015年8月28日(金)午  
後1時~16時45分

場所：憲政記念館 講堂(東京都千  
代田区永田町1丁目1の1)

議会制民主主義についての認識を深  
めるために作られたものです。

☆憲政記念館へのアクセス

最寄駅 国会議事堂前駅 2番出口  
(東京メトロ丸ノ内線、千代田線)

永田町駅 2番出口 エレベ  
ーター5番出口(東京メトロ有楽町線、

半蔵門線、南北線)

お申込み、お問い合わせ先  
NPO法人日本障害者協議会

〒162-0052

東京都新宿区戸山1-22-1

TEL. 03-5287-2346

Eメール office@jdnet.gr.jp

申込み先

JD FAX. 03-5287-2347 (電話・メ  
ールでも受け付けます)

申込み日 月 日

参加者氏名 所属団体(ある場合)

連絡先住所 TEL FAX メ  
ール

障害による必要な配慮

手話・要約筆記・点字資料・車  
イス・その他



## 日本てんかん協会からの 要望

JEA 発 No. 15 - 25

2015年8月18日

警視庁 警視総監 高橋 清孝 様

公益社団法人日本てんかん協会

会長 徳井啓司

…事故・事件捜査における病名の公表に関する質問と要望… 貴職におかれては、日頃から社会の安全と秩序の維持にご尽力を賜り、感謝申し上げます。当協会は、会員の約8割を、てんかんのある人とその家族で構成する「当事者団体」です。1973年から40年以上にわたり、てんかんについての正しい知識の社会啓発や調査研究・施策提言・相談援護等の活動に取り組んでいる全国組織で、これらの活動が認められ2013年に「公益社団法人」への移行認定を受けたところです。さて、8月16日に東京都内池袋で起きた自動車事故について、本日(8月18日)警視庁が被疑者を危険運転致死傷罪で書類送検したとの報道がありました。その際に、事故の原因が明確になっていない中で、被疑者がてんかんの治療を受けていたこともマスコミに対して情報公開がされました。この時点では、てんかん発作や抗てんかん薬等の影響が事故の原因と因果関係があるとは明らかになっていませんでした。事故原因が明らかにならない時点での病名公表は、憶測を呼び病気に対する偏見を助長します。今回事故捜査において、因果関係が明らかでない段階でてんかんという病名が公表されたことは、大変遺憾です。当協会では、この情報公

開に基づいた報道が行われたことで、あたかもてんかんが危険な病気であるかのようにニュースだけが一人歩きし、てんかんのある人への誤解や偏見をさらに助長することになりかねないことを深く憂慮します。当協会は、てんかんがありながらも懸命に生きている多くの患者・家族の権利を守るためにも、このように事実関係が曖昧なまま、てんかんやてんかんのある人の責任が言及されてしまうようなことを、黙認することはできません。今回の書類送検において、警視庁がてんかんの病名を公表されたことにより、この情報に基づく報道が、てんかんのある人やその家族に不安を与えています。その点から、協会としては、捜査段階で事故原因が断定されていないのに病名を公表すべきではないと考えています。つきましては、今回病名を公表された意図についてご回答をお厭いするとともに、下記について改めて要望をいたします。…記…1. 事故・事件の原因と病気やその症状に明らかな因果関係が証明されない段階で、てんかんなどの病名を安易に公表しないでください。以上



### 2 ページ参考資料

障害年金更新時も格差 停止・減額最大11倍

#### 障害基礎年金の支給停止・減額の状況(2013年度)

※日本年金機構による。「割合は更新対象者のうち、支給停止・減額となった人の割合(%)」

	人数	割合
北海道	173	2.2
青森	77	3.2
岩手	57	4.1
宮城	56	1.6
秋田	47	3.2
山形	63	4.4
福島	101	3.1
茨城	199	7.5
栃木	71	2.8
群馬	110	4.9
埼玉	452	4.4
千葉	779	7.7
東京	914	7.1
神奈川	613	9.6
新潟	124	5.6
富山	20	1.8
石川	63	2.8
福井	25	2.9
山梨	60	4.4
長野	52	1.5
岐阜	77	3.7
静岡	196	4.8
愛知	173	3.0
三重	36	2.7
滋賀	61	4.4
京都	83	1.8
大阪	520	8.4
兵庫	780	10.2
奈良	120	4.2
和歌山	48	2.3
鳥取	33	3.4
島根	14	1.1
岡山	242	12.1
広島	195	5.1
山口	104	6.6
徳島	62	9.4
香川	67	5.6
愛媛	51	2.4
高知	47	2.0
福岡	223	3.1
佐賀	59	4.7
長崎	86	2.6
熊本	64	2.1
大分	74	3.0
宮崎	54	3.2
鹿児島	72	2.9
沖縄	190	5.4
全 国	7787	4.9

発行人：関西障害者定期刊行物協会

住 所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：河村 舟二

定 価：100円